

消防員装具用呼吸具の警報装置に関する事項

改正規則等

鋼船規則 R 編

鋼船規則検査要領 B 編及び R 編

改正事項

消防員装具用呼吸具の警報装置に関する事項

改正理由

IMO において、閉囲区画に立ち入る人員の安全を確保するための技術基準の検討の一環として、消防員装具に備える自蔵圧縮空気呼吸具について、使用者に呼吸具のシリンダ内の空気残量が低下していることを警告するための警報装置の装備を強制要件とすること及び当該警報装置の装備を現存船にも要求すること等について検討が行われ、火災安全設備コード（FSS コード）の 3 章の改正及び SOLAS 条約第 II-2 章の改正が 2012 年 11 月に開催された IMO 第 91 回海上安全委員会（MSC91）において、決議 MSC.339(91)及び決議 MSC.338(91)として採択された。

改正 FSS コード 3 章においては、消防員装具の自蔵圧縮空気呼吸具に対して、シリンダ内の空気の残量の低下を呼吸具の使用者に知らせる警報装置を備える要件が新たに規定されたほか、タンカー及び危険場所で使用される消防員装具用の電気安全灯を防爆型のものとする従来からの要件について、防爆型の基準として IEC60079 が指定された。

改正 SOLAS 条約第 II-2 章においては、改正 FSS コード 3 章に規定される警報装置に関する要件が現存船にも適用される旨規定されている。

今般、決議 MSC.338(91)及び MSC.339(91)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 消防員装具に備える自蔵圧縮空気呼吸具について、当該呼吸具は、シリンダ内の空気の量が 200l 以下に低下する前に呼吸具の使用者に対して警告を発する可聴警報及び可視装置もしくはその他の装置が備えられたものとする旨規定した。
- (2) 2014 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶に対して、消防員装具の自蔵圧縮空気呼吸具に前(1)の警報装置等が備わっていることを 2019 年 7 月 1 日以降の最初の検査の時期までに、検査により確認を受けなければならない旨規定した。
- (3) タンカー及び危険場所で使用される消防員装具に備える電気安全灯を防爆型のものとする要件に関して、防爆型については IEC60079 による旨規定した。